函館市延長保育運営費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は，就労形態の多様化等に伴い，やむを得ない事情があった場合でも，保育時間を延長して児童を預けられる環境を必要とする保護者の需要に対応するため，子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第１９条第１項第２号または第３号の認定を受けた児童について，通常の利用時間以外の時間において，引き続き保育を実施する私立認可保育所または私立認定こども園（以下，「実施保育所等」という。）に対し，市が補助することにより，安心して子育てができる環境を整備し，もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

（補助対象）

第２条　補助の対象となる実施保育所等は，次の各号のいずれにも該当する施設とする。

(1) 次の要件のいずれか，または両方を満たす延長保育を実施していること。

ア　１１時間の開所時間内で，実施保育所等が設定した短時間認定児童の処遇を行う時間を超えて，保育短時間認定を受けた児童（以下，「短時間認定児童」という。）にかかる１時間以上の延長保育を行っていること。

イ　１１時間の開所時間を超えて，保育標準時間認定を受けた児童（以下，「標準時間認定児童」という。）にかかる３０分以上の延長保育を行っていること。

(2) 延長保育を利用している児童（以下，「利用児童」という。）の実績が次の基準のいずれかを満たすこと。

ア　前号アの延長保育を実施する場合は，平均利用児童数が１人以上いること。この場合における平均利用児童数とは，次条第１号の各延長時間区分における週ごとの最も多い利

用児童数をもって平均し，小数点以下第１位を四捨五入して得た数をいう。

イ　前号イの延長保育を実施する場合は，３０分以上の延長については平均利用児童数が１人以上，１時間以上，２時間以上または４時間以上の延長については平均利用児童数が３人以上いること。この場合における平均利用児童数とは，次条第１号の各延長時間区分における週ごとの最も多い利用児童数をもって平均し，小数点以下第１位を四捨五入して得た数をいう。

(3) 事業を実施するにあたって配置する職員の数を，乳児おおむね３人につき１人以上，満１歳以上満３歳に満たない幼児おおむね６人につき１人以上，満３歳以上満４歳に満たない幼児おおむね２０人につき１人以上，満４歳以上の幼児おおむね３０人につき１人以上とし，保育士が２名を下ることがないこと。

なお，保健師，看護師および准看護師，幼稚園教諭，小学校教諭および養護教諭ならびに市長が保育士と同等の知識および経験を有すると認める者については，児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号）第９４条から第９７条までならびに児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成１０年厚生省令第５１号）附則第２項の規定に準じて保育士として配置できることとする。

ただし，開所時間内における短時間認定児童の延長保育について，標準時間認定児童を保育する職員の支援を受けられる場合には，保育士１人で処遇ができる乳幼児数の範囲内において，保育士１人とすることができる。

(4) 第１号イにおける延長保育を実施する場合は，利用児童に対し，適宜，間食または給食等を提供していること。

（補助金）

第３条　補助金は，実施保育所等ごとに，次の各号に掲げる額の

合計額を限度とし，予算の範囲内で交付する。

(1) 基本分　別表に掲げる各延長時間区分に応じた額

(2) 加算分　市が別に定める利用者負担額（法第２７条第３項第２号に基づく市町村が定める額）の各月初日の保育児童の属する世帯の階層区分のＡまたはＢに該当する対象児童について実施保育所等が延長保育に係る保護者負担金の減免をした場合における当該減免の額の年間合計額

（事業実施の承認申請）

第４条　延長保育事業を実施しようとする者は，事業実施前にあらかじめ，別記第１号様式「函館市延長保育事業実施承認申請書」に次に掲げる書類を添えて市長に申請し，事業実施の承認を受けなければならない。

(1) 延長保育事業実施計画書（別記第２号様式）

(2) その他市長が必要と認める書類

（承認の通知）

第５条　市長は，前条の規定により申請があった場合において，その内容審査および必要に応じて行う調査等により，実施事業を承認したときは，別記第３号様式「函館市延長保育事業実施承認通知書」により，当該申請した者に通知するものとする。

（補助金の交付申請等）

第６条　補助金の交付の申請，決定等については，函館市補助金等交付規則（昭和６２年函館市規則第４３号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

２　前項の申請は，申請書に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) 延長保育事業実施状況調書（別記第４号様式）

(2) 事業実施承認通知書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

３　前項の補助金等交付申請書等を提出したことで，規則第１７条に規定する実績報告書の提出があったものとみなす。

（仕入控除税額の報告等）

第７条　補助事業完了後に，消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額０円の場合も含む。）は，別記第５号様式の報告書により，速やかに市長に報告しなければならない。また，報告があった結果，補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には，当該仕入控除税額を市に納付しなければならない。

（書類の整備）

第８条　実施保育所等は，第２条に規定する要件に該当することを証するために必要な書類を整備しておかなければならない。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか，函館市補助金等交付規則（昭和 62 年函館市規則第４３号）の定めるところによる。

附　則

この要綱は，平成１１年８月４日から施行する。

附　則

この要綱は，平成１３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２３年７月２０日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２７年７月２３日から施行し，平成２７年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は，平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和７年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

１　１１時間の開所時間内で実施保育所等が設定した短時間保育時間を超える延長保育

適用区分		金額
延長時間区分	平均利用児童数	年間の補助金額
１時間以上延長	１人以上	２０，２００円×保育所等に在籍する短時間認定児童数
２時間以上延長	１人以上	４０，４００円×保育所等に在籍する短時間認定児童数
３時間以上延長	１人以上	６０，６００円×保育所等に在籍する短時間認定児童数

備　考

保育所等に在籍する短時間認定児童数は，各月初日において在籍する短時間認定児童数を平均した数（小数点以下第１位を四捨五入）

２　１１時間の開所時間を超える延長保育

適用区分		金額
延長時間区分	平均利用児童数	年間の補助金額
３０分以上延長	１人以上	６００，０００円
１時間以上延長	３人以上	１，７６０，０００円
２時間以上延長	３人以上	２，７６１，０００円
４時間延長	３人以上	５，６７３，０００円

別記第１号様式（第４条関係）

令和　　年　　月　　日

函館市長　　様

住所
申請者　団体名および
代表者氏名

函館市延長保育事業実施承認申請書

令和　　年度において函館市延長保育事業を実施したいので，函館市延長保育運営費補助金交付要綱第４条の規定により，関係書類を添えて申請します。

記

添付書類

１　延長保育事業実施計画書（別記第２号様式）

別記第２号様式

延長保育事業実施計画書

（保育短時間）

園　名	事業開始年月日	利用時間（8時間）	平均利用児童数　（　時間延長）												補助額			
															基本分 ア	初日在籍人数平均 イ	加算分 ウ	合計額（ア×イ）＋ウ エ
		～	第１週		第１１週		第２１週		第３１週		第４１週		第５１週		円	人	円	円
			第２週		第１２週		第２２週		第３２週		第４２週		第５２週					
			第３週		第１３週		第２３週		第３３週		第４３週		第５３週					
			第４週		第１４週		第２４週		第３４週		第４４週		年間平均利用児童数					
			第５週		第１５週		第２５週		第３５週		第４５週							
			第６週		第１６週		第２６週		第３６週		第４６週							
			第７週		第１７週		第２７週		第３７週		第４７週							
			第８週		第１８週		第２８週		第３８週		第４８週							
			第９週		第１９週		第２９週		第３９週		第４９週							
			第１０週		第２０週		第３０週		第４０週		第５０週							

（注）　平均対象児童数の欄には実績または見込みを記入して下さい。

保育短時間認定児童	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	平均
初日在籍数													

利用児童数			４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	合計	減免額	
加算分		Ａ階層															
		Ｂ階層															
		Ａ階層															
		Ｂ階層															
		Ａ階層															減免額合計
		Ｂ階層															0

（注）　実績または見込みを記入して下さい。

別記第2号様式

延長保育事業実施計画書

（保育標準時間）

園　名	事業開始年月日	開所時間 (11時間)	平均利用児童数　（　時間延長）												補助額		
															基本分 ア	加算分 イ	合計額 ウ（ア＋イ）
		～	第１週		第１１週		第２１週		第３１週		第４１週		第５１週		円	円	円
			第２週		第１２週		第２２週		第３２週		第４２週		第５２週				
			第３週		第１３週		第２３週		第３３週		第４３週		第５３週				
			第４週		第１４週		第２４週		第３４週		第４４週		年間 平均利用 児童数				
			第５週		第１５週		第２５週		第３５週		第４５週						
			第６週		第１６週		第２６週		第３６週		第４６週						
			第７週		第１７週		第２７週		第３７週		第４７週						
			第８週		第１８週		第２８週		第３８週		第４８週						
			第９週		第１９週		第２９週		第３９週		第４９週						
			第１０週		第２０週		第３０週		第４０週		第５０週						

（注）　平均利用児童数の欄には見込みを記入して下さい。

利用児童数			４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	合計	減免額	
加算分	30分	Ａ階層															
		Ｂ階層															
	1時間	Ａ階層															
		Ｂ階層															
	2時間	Ａ階層															
		Ｂ階層															
	3時間	Ａ階層															
		Ｂ階層															
	4時間	Ａ階層															減免額合計
		Ｂ階層															

（注）　見込みを記入して下さい。

別記第３号様式（第５条関係）

函　子　サ

令和　　年　月　日

様

函館市長

函館市延長保育事業実施承認通知書

令和　　年　月　日付けで申請のあった函館市延長保育事業については，内容審査の結果，下記のとおり承認したので，函館市延長保育運営費補助金交付要綱第５条の規定により通知する。

記

１　承認年月日　　年　月　日

２　事業開始年月日　　年　月　日

別記第4号様式

延長保育事業実施状況調書

（保育短時間）

園　名	事業開始年月日	利用時間（8時間）	平均対象児童数　（　時間延長）												補助額			
															基本分 ア	初日在籍人数平均 イ	加算分 ウ	合計額（ア×イ）＋ウ エ
		～	第１週		第１１週		第２１週		第３１週		第４１週		第５１週		円	人	円	円
			第２週		第１２週		第２２週		第３２週		第４２週		第５２週					
			第３週		第１３週		第２３週		第３３週		第４３週		第５３週					
			第４週		第１４週		第２４週		第３４週		第４４週		年間平均利用児童数					
			第５週		第１５週		第２５週		第３５週		第４５週							
			第６週		第１６週		第２６週		第３６週		第４６週							
			第７週		第１７週		第２７週		第３７週		第４７週							
			第８週		第１８週		第２８週		第３８週		第４８週							
			第９週		第１９週		第２９週		第３９週		第４９週							
			第１０週		第２０週		第３０週		第４０週		第５０週							

（注）　平均利用児童数の欄には実績を記入して下さい。

保育短時間認定児童初日在籍数	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	平均

利用児童数			４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	合計	減免額	
加算分		Ａ階層															
		Ｂ階層															
		Ａ階層															
		Ｂ階層															
		Ａ階層															減免額合計
		Ｂ階層															0

（注）　実績を記入して下さい。

別記第4号様式

延長保育事業実施状況調書

（保育標準時間）

園　名	事業開始年月日	開所時間 (11時間)	平均利用児童数　（　時間延長）												補助額		
															基本分 ア	加算分 イ	合計額 ウ（ア＋イ）
		～	第１週		第１１週		第２１週		第３１週		第４１週		第５１週		円	円	円
			第２週		第１２週		第２２週		第３２週		第４２週		第５２週				
			第３週		第１３週		第２３週		第３３週		第４３週		第５３週				
			第４週		第１４週		第２４週		第３４週		第４４週		年間 平均利用 児童数				
			第５週		第１５週		第２５週		第３５週		第４５週						
			第６週		第１６週		第２６週		第３６週		第４６週						
			第７週		第１７週		第２７週		第３７週		第４７週						
			第８週		第１８週		第２８週		第３８週		第４８週						
			第９週		第１９週		第２９週		第３９週		第４９週						
			第１０週		第２０週		第３０週		第４０週		第５０週						

（注）　平均利用児童数の欄には実績を記入してください。

利用児童数			４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	合計	減免額	
加算分		Ａ階層															
		Ｂ階層															
		Ａ階層															
		Ｂ階層															
		Ａ階層															
		Ｂ階層															
		Ａ階層															
		Ｂ階層															
		Ａ階層															減免額合計
		Ｂ階層															

（注）　実績を記入して下さい。

別記第５号様式（第７条関係）

年　　月　　日

函館市長　様

住　　所
補助事業者　法 人 名
代表者名

年度消費税および地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年　　月　　日付け函子サで交付決定を受けた　年度函館市延長保育運営費補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額については，次のとおり報告します。

１　施設の名称

２　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第１５条の規定による確定額または事業実績報告による精算額

金　　円

３　消費税および地方消費税の申告により確定した消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金等返還相当額）

金　　円

４　添付書類

（１）積算内訳報告書

（２）課税期間分の消費税および地方消費税の確定申告書（写し）

（３）課税売上割合，控除対象仕入税額等の計算書（写し）